

賃貸住宅の税制措置を求める意見書

我が国の経済は、緩やかな景気回復基調が続いており、その期間は5年を超える長期となっている。しかしながら、少子高齢化による将来の社会保障制度への懸念や子どもの教育費の負担増、来年10月に予定される消費税率の引き上げ、世界経済の不安要因などから、特に若い世代を中心に、将来の生活の見通しに不安が広がっている。

このような不安が広がる中、住まいは国民の健康で文化的な生活の基盤であることから、全ての人にとって居住の安定を確保することは極めて重要になっている。なかでも、賃貸住宅に居住する国民の約6割は、国民平均所得以下であり、未就学の学生や年金受給生活者も多く含まれていることから、良質な賃貸住宅が供給され、居住条件をより良いものにするため、賃貸住宅の税制措置を講ずることが求められる。

よって、国におかれては、国民の健康で文化的な生活を守るため、下記の事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 家賃及び共益費への消費税の課税は、現行どおり対象外とすること。
- 2 賃貸マンションやアパートの大規模修繕積立金を課税対象外とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月21日

衆議院議長	大島 理森 様
参議院議長	伊達 忠一 様
内閣総理大臣	安倍 晋三 様
総務大臣	野田 聖子 様
副総理・財務大臣	麻生 太郎 様

石川県志賀町議会議長 南 政 夫